

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：武雄市長、武雄市教育長、武雄市議会議長、武雄市選挙管理委員会、
武雄市代表監査委員、武雄市農業委員会

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.2	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.4	%
全職員	62.5	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	100.1	%
本庁課長相当職	95.1	%
本庁課長補佐相当職	94.9	%
本庁係長相当職	94.0	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	99.6	%
31～35年	89.5	%
26～30年	91.5	%
21～25年	87.5	%
16～20年	89.5	%
11～15年	85.7	%
6～10年	101.4	%
1～5年	87.9	%

【説明欄】

●扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している割合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約90%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約68%である。

●相対的に給与水準が低い会計年度任用職員が全職員の約53%を占め、さらにその約65%が女性であるため、全職員における給与の差異の拡大要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度	
管理的地位にある職員	1 9 . 7	%

【説明欄】

●管理的地位にある職員である、本庁部局長・次長相当職と本庁課長相当職を比較すると、本庁課長相当職のほうが女性が占める割合が大きいが、約 8 割が男性職員となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度	
本庁部局長・次長相当職	1 6 . 7	%
本庁課長相当職	2 0 . 4	%
本庁課長補佐相当職	3 9 . 8	%
本庁係長相当職	2 7 . 8	%

【説明欄】

●本庁課長補佐相当職に占める女性職員の割合が最も多く、本庁部局長・次長相当職に占める女性職員の割合が最も少ない。各役職の総人数が多いほど、女性が占める割合が大きくなっている。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度	
男性	100	%
女性	100	%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度	
男性	—	%
女性	100	%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0 %	0 %	— %	0 %
1週間以上2週間未満	50 %	0 %	— %	0 %
2週間以上1月以下	50 %	0 %	— %	0 %
1月超3月以下	0 %	0 %	— %	0 %
3月超6月以下	0 %	0 %	— %	0 %
6月超9月以下	0 %	0 %	— %	0 %
9月超12月以下	0 %	75 %	— %	100 %
12月超24月以下	0 %	25 %	— %	0 %
24月超	0 %	0 %	— %	— %

【説明欄】

●会計年度任用職員の男性は取得対象者なし

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度	
内部部局等	11.9	時間／月
内部部局等以外	—	時間／月

【説明欄】

●支所は廃止されたため、すべて内部部局等として算定している。